

附 帯 決 議 (案)

第 2 0 号 議 案 関 係

- 1 特別職の秘書は、本市に資する公務しか従事させないとの市長の本会議における答弁を厳守するとともに、名古屋市職員の倫理の保持に関する条例の趣旨を遵守すること。また、その職務に関して、市民や議会に対して十分な説明責任を果たすこと。